

# 京都府の最低賃金一覧表

次の特定(産業別)最低賃金は、当該産業(日本標準産業分類による)の「基幹的労働者」に適用されます。

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額 (有効日)	特定(産業別)最低賃金の件名	時間額 (有効日)
金属製品製造業	842円 (平成25年12月27日発効)	各種商品小売業	790円 (平成25年12月27日発効)
はん用・生産用・業務用 機械器具製造業	822円 (平成20年12月21日発効)	自動車(新車)小売業	773円 (平成20年12月21日発効)
電気機械器具製造業	840円 (平成25年12月27日発効)	印刷業	773円
輸送用機械器具製造業	849円 (平成25年12月27日発効)	自動車小売業 (中古車、自動車部分品、附属品小売業を含む)	773円が適用されます。 ただし、日給制の労働者については、 自動車小売業最低賃金の 日額5,926円の適用もあります。

○発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。  
○支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。  
○詳しくは、京都労働局 労働基準部 賃金室(電話：075-241-3215、FAX：075-241-3222)  
又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

## 相楽東部クリーンセンターからのお知らせ

一人ひとりの、ちょっとした工夫でごみは減らせます。  
ごみは分別して出してください。

### プラスチック容器包装について

- 商品の容器や包装に使われていたプラスチック製品
- スナック菓子袋●トレイ
- シャンプーの容器
- カップめん容器
- 卵のパック●チューブ類
- キャップ●ラップ
- スーパーのレジ袋



このようなマークがついています。

- プラスチック専用の指定ごみ袋に入れてください。
- 異物を入れないでください。
- 食べ残しが入っている容器は、中身を捨てて、きれいにしてください。



お問合せ先 相楽東部クリーンセンター TEL0774-78-4153 FAX0774-78-4155

#### 笠置町

人口 1,568人 (-4)  
世帯数 677世帯 (-2)  
〒619-1393  
京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1  
TEL 0743-95-2301  
FAX 0743-95-2961  
<http://www.town.kasagi.lg.jp/>

#### 和束町

人口 4,448人 (-25)  
世帯数 1,757世帯 (-3)  
〒619-1295  
京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14-2  
TEL 0774-78-3001  
FAX 0774-78-2799  
<http://www.town.wazuka.lg.jp/>

#### 南山城村

人口 3,021人 (-14)  
世帯数 1,246世帯 (-5)  
〒619-1411  
京都府相楽郡南山城村大字大河原小字久保14-1  
TEL 0743-93-0101  
FAX 0743-93-3030  
<http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/>

人口・世帯数(平成26年3月1日現在)